



2020年1月30日

各 位

上場会社名	日本ピストンリング株式会社
代表者	取締役社長 山本 彰
(コード番号	6461 東証第一部)
問合せ先責任者	経営企画部長 千代 英一
(TEL	048-856-5014)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2020年1月30日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月開催予定の第126回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、社外取締役を除く当社の取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで株主の皆様との一層の価値共有を図るとともに中長期業績向上のためのインセンティブを与える制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権(以下「金銭報酬債権」といいます。)を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額を年額70百万円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

これに伴い、本制度に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、上記の株式報酬型ストックオプションの報酬枠は廃止し、当社の取締役に対する現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割り当ては今後行わない予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき報酬として当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき各対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の額は、役位等に基づき対象取締役に対して交付される株式数に1株当たりの払込金額を乗じた額といたしますが、その金銭報酬債権の総額は、現行の株式報酬型ストックオプションと同額の年額70百万円以内といたします。かかる上限の範囲内で、本制度に基づき対象取締役に対する金銭報酬債権の具体的な支給につきましては、2020年6月に設置される指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会におい

て決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と本制度に基づく金銭報酬債権の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式の全部又は一部を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

以上